

# 経営事項審査申請説明書

(経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書)

この説明書は東京都知事許可の建設業者を対象にしております。  
また、平成28年11月に変更となった部分のみを掲載しておりますので、  
そのほかの部分は平成28年6月版を参照してください。

財務諸表の作成に関する事項は登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

経営事項審査申請に当たりますは、最新の説明書を御活用ください。

なお、最新情報は、随時、東京都都市整備局のホームページに掲載いたします。

平成28年11月



東京都都市整備局市街地建築部建設業課

# 経営事項審査の注意事項等について

〈都知事許可業者向け〉

## 1 建設業法の一部改正に伴う経営事項審査事項の変更について

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年国土交通省令第83号)が施行されたことによりまして、以下の部分に変更になりました。

### (1) 経営規模等評価申請書等(様式20001)における法人番号欄の追加(平成28年11月1日から)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が本年1月1日に施行されており、日本で設立の登記をした法人に対しては必ず、それ以外の法人については一定の手続を踏むことにより、法人番号が指定されます。

建設業の許可事務については、許可行政庁が社会保険への加入等の建設業者の状況について関係機関に照会するときに法人番号を確認することにより、対象事業者を特定することが容易かつ正確になることから、建設業許可申請書等に同法第2条第15項に規定する法人番号を記載する欄が新設されました(参照1ページ～)。

### (2) とび・土工・コンクリート工事に係る技術者要件の見直し(平成28年8月1日から)

とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)の要件として、国土交通大臣の登録を受けた試験のうち、種目が基礎ぐい工事とするもの(基礎施行士)に合格した者(コード「040」)が追加されました。また、登録解体工事講習及び登録解体工事試験の実施が始まったことに伴い、登録解体工事講習修了証をお持ちの方及び解体工事施工技士の方はそれぞれ該当する技術者コードが使用できることとなりました(参照10ページ～)。これらのことにより、総合評定値の変化が見込まれる方であつて現在お持ちの「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限内(審査基準日から1年7ヶ月以内)の方は、平成28年11月28日までの期間再審査を受けることができます。

# 目 次

経営事項審査の注意事項等について

ページ

## 〔1〕 経営事項審査申請書等の作成要領

- 1 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書…………… 1  
〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉  
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉  
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉
- 2 技術職員名簿…………… 10  
〈技術職員資格者業種コード表〉  
〈技術職員資格区分コード表〉  
〈有資格コードの変更について〉

# 経営規模等評価申請書

## 総合評定値請求書

### [注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉のページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉の○数字に対応しています。



自己資本額 項番 1 7 3 5 9 2 5 3 2 9 (千円) ⑭ 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

2期平均を選択した場合のみ記入

基準決算	7,003,200 (千円)
直前の審査基準日	1,080,626 (千円)

利益額の2期平均 (下の表の4つの数字を合計して2で割った額) を記入 (千円未満切り捨て)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 5 1 0 1 (千円) ⑮ 25 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

マイナスの場合は、「△」ではなく、「-」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益 3,702,300 (千円)	営業利益 1,207,800 (千円)
減価償却実施額 2,606,600 (千円)	減価償却実施額 9,082,200 (千円)

「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 3 5 1 1 (人) ⑯ 26

経営状況分析結果通知書に、参考値として記載されている営業利益、減価償却実施額を記入。ただし、決算期変更 (計算方法は19ページを参照)、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1 ⑰ 27

経営状況分析を受けた機関の名称

一般財団法人 建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
⑱ 28	

連絡先 ⑲ 29

所属等 総務課

氏名 丹下 貞雄

電話番号 03-5321-1111

ファックス番号 03-5321-1356

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣、知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□**1**□**2**のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば**甲** **建設** **工業** □□のように左詰めで記入すること。
- 5 **0** **2** 「申請時の許可番号」の欄の「**大臣知事**」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **0** **3** 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 **0** **4** 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、**1** **5**年**0** **3**月**3** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 **0** **5** 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 **0** **6** 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 **0** **7** 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利



用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「キ」又は「ク」のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 建設 (有) )  
(例 乙 建設 (有) )

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「ク」のように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば「霞が関2-1-13」のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば「03-5252-5381」のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば「1,234,000」のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。



様式第二十五号の十一

- 22 ①⑨ 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 ②① 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば②①①①①①①のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

〔 \* ○の中の数字は、本様式の○の中の数字と対応します。以下他の様式も同様です。〕  
例：本様式中の①は、書き方の①に対応します。

### 〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉

※⑬について新たに追加しました。他の項目についての内容の変更はありません。

① 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要なときは、「経営規模等評価再審査申立書」を二重線で消してください。その他は記載要領を参照してください。

「申請書類」及び「経営状況分析結果通知書」がない場合はその場で審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこととなりますので御注意願います。

② 知事許可は東京都を記載し地方整備局長と北海道開発局長を二重線で消してください。

③ 本店所在地、会社名、代表者名（事業主名）記入してください。法人は法務局に登録している代表者印、個人は実印を押印してください。

代理人による申請の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、職印を押印、申請書の最後に委任状を添付してください。

④ 申請時に有効な許可番号を記入してください。東京都知事コードは「13」です。

⑤ 申請時に有効な許可年月日を記入してください。二つ以上ある場合は、申請時に有効な許可のうち一番古い許可年月日を記入してください。

⑥ 廃業や国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回の申請時に有効な許可番号が前回の経営事項審査申請時のものと異なるときは、前回の許可番号等を記入してください。許可番号が同じとき（更新により、許可年月日が変わるとき等）は空欄です。

⑦ 許可番号の変更がない場合は、空欄です。

④～⑦の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）、建設業許可通知書（建設業許可証明書）及び、建設業許可取得後、名称、住所等の建設業許可に関する変更があった場合は、その変更届（副本）のすべてが必要です。

⑧ 申請時の直前の決算日を記入してください。

⑧の裏付け資料→決算報告（変更届出書）

⑨ 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要な場合は、「1」を記入してください。その他の場合は、記載要領を参照してください。

⑩ 処理の区分の欄で、左側二つのカラムは、決算時期により記載要領9のコードを記入してください。

12か月ごとに決算を完結する通常の場合は、「00」を記入してください。

右側二つのカラムは、合併、譲渡、外国企業等のとき記入してください。記載要領別表（2）のコードを参照し記入してください。・・・通常の場合は、空欄です。

⑪ 申請時現在に建設業許可を法人で受けているときは「1」、個人は「2」

⑫ 申請者が株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入してください。申請者が個人の場合には、記入しないでください。また、審査基準日ではなく、申請日現在の金額を記入してください。

⑫の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）

（許可取得後、資本金額又は出資金額に変更があった場合）変更届出書（副本）

⑬ 申請者が法人の場合に当該法人番号を記入してください。

⑬の裏付け資料→法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号公表サイト  
(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)で検索された画面コピー

⑭ ㈱、(有)など法人の種類を表す文字を除いた会社名をカタカナで記入してください。濁音、半濁音は一つのカラムに記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は姓と名を1カラム空けてください。中点「・」は記入しないでください。

⑮ 申請時現在の状況を記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は姓と名を1カラム空けてください。

⑯ カタカナで記入してください。濁音、半濁音は1つのカラムに記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。

⑰ 申請時現在の状況を記入してください、姓と名の間は1カラム空けてください。

⑱ 77ページの東京都区市町村コード表を参照して記入してください。

⑲ 申請日現在の状況を記入してください。都道府県名、区市町村名は省略してください。

⑳ 申請日現在の状況を記入してください。郵便番号を記入してください。

㉑ 申請日現在の状況を記入してください。局番と番号の間は「-」でつないでください（左詰めで記入してください。）。

⑲～㉑「登記上の住所と実際に営業所のある所在地が異なる」場合は、実際に営業所のある所在地の住所、郵便番号、電話番号を記入してください。

㉒ 申請時に有効な建設業許可が「一般建設業」の場合は「1」を、「特定建設業」の場合は「2」を記入してください。

\*申請時に廃業している業種は空欄となります（廃業届の副本を提示してください。）。

⑨～⑩、⑫～㉒の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）及び建設業許可通知書（建設業許可証明書）

㉓ 評価対象とする業種に「9」を記入してください。審査手数料、工事種類別完成工事高の業種の数と一致します。

㉔ 審査対象「1. 基準決算」、「2. 2期平均」は申請者が選択できます。

審査対象「1」を選択した場合は、左側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。

審査対象「2」を選択した場合は、右側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて今期の自己資本額を上段に前期の自己資本額を下段に記入してください。左側のカラムには右側の上段、下段のカラムの平均を右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。金額がマイナスのとき数字の先頭に付ける記号は、「△」ではなく、「-」としてください。

㉔の裏付け資料→経営状況分析結果通知書、決算報告（変更届出書）及び前回の経営事項審査申請書（副本）。なお、建設業許可新規申請後の初めての経営事項審査で、2期平均を選択する場合は、前期分の自己資本額を確認するため、経営状況分析機関に提出した、前期分の財務諸表も提示してください。

㉕ 営業利益と減価償却実施額の合計額の2期平均を記入してください。（千円未満は切捨て）

㉕の裏付け資料→

ア 営業利益＝「経営状況分析結果通知書」。同通知書記載の参考値により確認します。参考値が記

載されていない場合（連結決算の場合など）は、財務諸表の様式第16号の損益計算書

イ 減価償却実施額＝「経営状況分析結果通知書」。同通知書記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、法人税確定申告書一式（写しで結構です。）

\* 法人税確定申告書を持参する場合は、別表16(1)(2)等のうち該当する表（別表を有しない場合は、これに準じた「当期減価償却実施額」を確認できる書類＝登録経営状況分析機関に提出した書類）の該当箇所に付箋を貼る等して、審査時に速やかに該当部分を提示できるようにしておいてください。なお、減価償却実施額は、当該書類の当期償却額等の総合計額の千円未満を切り捨てた額と一致します。

ウ 決算期を変更した場合（6月決算から12月決算に変更した場合など）の営業利益及び減価償却実施額について

決算期を変更した場合の営業利益・減価償却実施額は「経営状況分析結果通知書」の参考値と一致しない部分があります（前期分は換算されていません。）ので、平成28年6月版30ページの「決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法」を参照して、数値を記入してください。その際に、計算式を余白に記入するか任意の様式に記入して提出してください。

エ 「経営状況分析結果通知書」に参考値が記載されていない場合（一部の記載がない場合も含まれます。）や裏付けとして参考値を使用しない場合は、財務諸表や法人税確定申告書は審査対象事業年度分と審査対象事業年度の前審査対象事業年度分の2期分が必要となります。

②⑥ 技術職員の数は、技術職員名簿の数と一致します。

技術職員については、技術職員名簿で必ず御確認ください。

なお、技術職員は常勤でなければなりません。常勤等の裏付け資料については、平成28年6月版49ページの「技術職員等の加対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」などで必ず御確認ください。

②⑦ 「経営状況分析結果通知書」を参照して右詰で記入してください。空カラムには「0」を記入してください。

②⑧ 経営規模等評価申請、総合評定値請求では記入しないでください。

②⑨ 会社の担当者の連絡先を記入してください。

提出を代行する方は、連絡先欄下の余白に住所、氏名、連絡先を明記してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

※⑬について新たに追加しました。

⑧ 「審査基準日」は会社が成立した日、開業した日を記入してください。

⑬ 法人番号については、設立登記後一週間を目処に国税庁より通知されることとなっています。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

※⑬について新たに追加しました。

⑬ 法人番号については、設立登記後一週間を目処に国税庁より通知されることとなっています。

②⑤ 「利益額」は、審査対象事業年度の営業利益+減価償却実施額を2で割った数字を記入してください。前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額は「0」を記入してください。

# 技術職員名簿

審査基準日が  
平成28年3月31日の場合

技術職員名簿

項番  
数 6 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	②	丹下一平	昭和24年3月3日	67	6222	0012					
2		東京太郎	昭和25年4月16日	65	6201	1131	117	113	1		第○○○○○○号
3		東京一郎	昭和10年5月3日	80	6201	0012	17	0012			
4		新宿次郎	昭和57年3月12日	34	6201	2142					
5		新宿三郎	昭和33年12月1日	57	6201	1111	117	1211	1		第○○○○○○号
6		東 昭	昭和39年8月15日	51	6222	0022					
7	○	南孝安	昭和40年9月9日	50	6201	0012					
8		荒幡一男	昭和37年10月10日	54	6201	0022					
9		中村秋男	昭和17年2月16日	74	6201	0012	17	0012			
10		入間夏子	昭和25年6月25日	65	6201	0022					
11	○	西五郎	昭和61年9月10日	29	6201	0992					○○専門学校土木科○○年卒
12		年 月 日			62						
13	技術職員1人につき2業種のみ申請可										
14	(2業種の考え方)										
15	・ 1資格から2業種選択										
16	例：1級土木施工管理技士→土木・塗装（通番2参照）										
17	・ 2資格から1業種ずつ選択										
18	例：1級建設機械施工技士・1級建築施工管理技士→土木・塗装（通番5参照）										
19	「講習受講」について										
20	申請する業種について、審査基準日において次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。										
21	① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）。										
22	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。										
23	③ 法第26条の4から6までの規定による講習を5年以内に受講していること。										
24	上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示										
25		年 月 日			62						
26		年 月 日			62						
27		年 月 日			62						
28		年 月 日			62						
29		年 月 日			62						
30		年 月 日			62						

## 記載要領

- この名簿は、    「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする（法改正後の経過措置期間中（平成28年6月1日から3年間）は、「とび・土工事業」及び「解体工事」を申請した場合、「とび・土工事業」及び「解体工事」の技術職員は双方を申請しても1の業種とみなす）。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば     のように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば    、12枚目であれば    のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業・解体工事（経過措置）

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（主な有資格区分コード表参照）
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。



〈技術職員について〉

〈技術職員資格区分コード表〉 ※[040 基礎ぐい工事]を新たに追加しました。他は変更ありません。

国内企業による技術者区分（建設業法による別表四）

根拠法令	コード	資 格 区 分		必要 経験 年数	加点とな る建設業 の種類	評価 点
建設業法	001	法第7条第2号イ該当	大卒（短期大学を含む。）・高専卒3年、高卒5年		2業種まで	1
	002	法第7条第2号ロ該当		10年		
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）			認定書記載 の業種のみ	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				
	111	一級建設機械施工技士			土と舗	5
	11A	〃（附則第4条該当）				2
	212	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）				2
	21B	〃（第1種～第6種）（附則第4条該当）				2
	113	一級土木施工管理技士			土と石鋼舗 しゅ塗水解	5
	11C	〃（附則第4条該当）				
	214	二級土木施工管理技士（土木）			土と石鋼 舗しゅ水解	2
	21D	〃（土木）（附則第4条該当）				
	215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			塗	
	216	二級土木施工管理技士（薬液注入）			と	
	21E	〃（薬液注入）（附則第4条該当）				
	120	一級建築施工管理技士			建大左と石 屋夕鋼筋板 ガ塗防内絶 具解	
	12A	〃（附則第4条該当）				
	221	二級建築施工管理技士（建築）			建	2
	222	二級建築施工管理技士（躯体）			大と夕鋼筋 解	
	22B	〃（躯体）（附則第4条該当）				
	223	二級建築施工管理技士（仕上げ）			大左石屋夕 板ガ 塗防内絶具	
	127	一級電気工事施工管理技士			電	5
	228	二級電気工事施工管理技士				2
	129	一級管工事施工管理技士			管	5
	230	二級管工事施工管理技士				2
	133	一級造園施工管理技士			園	5
	234	二級造園施工管理技士				2
建築士法	137	一級建築士			建大屋夕鋼 内	5

	238	二級建築士		建大屋夕内	
	239	木造建築士		大	2
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		土と電	5
	14A	〃（附則第4条該当）		舗しゅ園	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		土と電鋼	5
	14B	〃（附則第4条該当）		舗しゅ園	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		土と	
	14C	〃（附則第4条該当）		土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		機	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）		管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		管水	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		土としゅ	
	14D	〃（附則第4条該当）		土としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		園	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		土と園	
	15A	〃（附則第4条該当）		土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		管	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		管水		
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		管水清		
電気工事士法	155	第一種電気工事士		電	2
	256	第二種電気工事士	3年	電	
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年	電	1
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年	通	
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年	管	
消防法	168	甲種消防設備士		消	2
	169	乙種消防設備士		消	
職業開進業発能促力	171	建築大工（1級）		大	2
	271	建築大工（2級）	3年	大	1
	164	型枠施工（1級）		大と	2
	16B	〃（1級）（附則第4条該当）			2
	264	型枠施工（2級）	3年		1
	26B	〃（2級）（附則第4条該当）	3年		1
	172	左官（1級）			左

職  
業  
能  
力  
開  
発  
促  
進  
法

272	左官（2級）	3年		1	
157	とび・とび工（1級）		と解	2	
15B	（1級）（附則第4条該当）			2	
257	とび・とび工（2級）	3年		1	
25B	（2級）（附則第4条該当）			1	
173	コンクリート圧送施工（1級）			と	2
17A	（1級）（附則第4条該当）		2		
273	コンクリート圧送施工（2級）	3年	1		
27A	（2級）（附則第4条該当）	3年	1		
166	ウェルポイント施工（1級）		2		
16C	（1級）（附則第4条該当）		2		
266	ウェルポイント施工（2級）	3年	1		
26C	（2級）（附則第4条該当）	3年	1		
174	空気調和設備配管（1級）冷凍空気調和機器施工（1級）		管		2
274	空気調和設備配管（2級）冷凍空気調和機器施工（2級）	3年			1
175	給排水衛生設備配管（1級）			2	
275	給排水衛生設備配管（2級）	3年		1	
176	配管・配管工（1級）			2	
276	配管・配管工（2級）	3年		1	
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		屋根板	2	
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年		1	
177	タイル張り・タイル張り工（1級）		タ	2	
277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年		1	
178	築炉・筑炉工（1級）・れんが積み			2	
278	築炉・筑炉工（2級）	3年	1		
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		石タ	2	
279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年		1	
180	石工・石材施工・石積み（1級）		石	2	
280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年		1	
181	鉄工・製罐（1級）		鋼	2	
281	鉄工・製罐（2級）	3年		1	
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		筋	2	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年		1	
183	工場板金（1級）		板	2	
283	工場板金（2級）	3年		1	
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）		屋板	2	
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	3年		1	
185	板金・板金工・打出し板金（1級）		板	2	
285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年		1	
186	かわらぶき・スレート施工（1級）		屋	2	

職 業 能 力 開 発 促 進 法	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年		1
	187	ガラス施工（1級）		ガ	2
	287	ガラス施工（2級）	3年		1
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		塗	2
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年		1
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）			2
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年		1
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			2
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年		1
	191	噴霧塗装（1級）			2
	291	噴霧塗装（2級）	3年		1
	167	路面標示施工			2
	192	畳製作・畳工（1級）			内
	292	畳製作・畳工（2級）	3年	1	
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）		2	
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年	1	
	194	熱絶縁施工（1級）		絶	2
	294	熱絶縁施工（2級）	3年		1
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		具	2
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年		1
196	造園（1級）		園	2	
296	造園（2級）	3年		1	
197	防水施工（1級）		防	2	
297	防水施工（2級）	3年		1	
198	さく井（1級）		井	2	
298	さく井（2級）	3年		1	
060	解体工事		解	1	
061	地すべり防止工事	1年	と井	1	
06A	〃（附則第4条該当）	1年		1	
040	基礎ぐい工事		と	2	
062	建築設備士	1年	電管	1	
063	計装士（1級）	1年		1	
064	基幹技能者		講習会修了証 記載業種のみ	3	
099	その他		2業種まで	1	

\*評価点の5（2・1）点者の人数は、経営事項審査結果通知書の技術職員数欄の一級（二級・その他）の人数に一致します。

\*資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格（平成16年4月1日以降）した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。（平成17年2月23日付国土交通省告示第199号）

〈有資格コードの変更について〉

平成28年6月1日から解体工事業の経営事項審査を受けられるとき、現在下表の資格を持つ技術者のコードは附則第4条該当のコードに変更となります。また、旧コードは平成28年度以降に資格を取られた技術者、新たに登録解体工事講習を受けられた技術者などのコードになります。

資格区分	附則第4条 該当	旧コード
一級建設機械施工技士	11A	111
二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	21B	212
一級土木施工管理技士	11C	113
二級土木施工管理技士(土木)	21D	214
〃 (薬液注入)	21E	216
一級建築施工管理技士	12A	120
〃 (躯体)	22B	222
建設・総合技術監理(建設)	14A	141
建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	14B	142
農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	14C	143
水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	14D	149
森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	15A	151
型枠施工(1級)	16B	164
型枠施工(2級)	26B	264
とび・とび工(1級)	15B	157
とび・とび工(2級)	25B	257
コンクリート圧送施工(1級)	17A	173
コンクリート圧送施工(2級)	27A	273
ウェルポイント施工(1級)	16C	166
ウェルポイント施工(2級)	26C	266
地すべり防止工事	06A	061

※「とび・とび工・コンクリート圧送施工」は平成28年6月より「とび・とび工」「コンクリート圧送施工」に分かれました。